

令和元年6月26日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03376

研究課題名(和文) 刑事訴訟における当事者処分権主義と追行的職権主義との統合に関する研究

研究課題名(英文) A research on the integration of the principle of disposal by adversaries and the principle of procedural initiative held by the court in criminal procedure

研究代表者

田口 守一 (TAGUCHI, Morikazu)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・名誉教授

研究者番号：80097592

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：当事者処分権主義と追行的職権主義との統合にとって、新たな合意手続制度の理論的根拠とその実務は大きな試金石である。そこで、ドイツ合意制度の比較法研究から、合意制度の前提には被疑者・被告人の自己決定権があることを明らかにし、捜査・公判協力型合意制度だけでなく、自己負罪型合意手続も必要であることを明らかにした。同時に、裁判官の吟味にとって合意内容書面が重要であることも明らかにした。また、合意手続の主な対象犯罪である企業犯罪につき、2019年の国際刑法学会への日本の報告書を執筆し、同時に、企業犯罪に対しては刑事制裁のみでなく、行政制裁や企業自身のコンプライアンス制度も重要であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の刑事訴訟法の基本構造が当事者主義であるとの理解が一般的となっているが、当事者主義の中核である当事者処分権主義がとりわけ被疑者・被告人についてどこまで認められるかの重要な問題について、これまで十分な研究がなされてこなかった。今日、新たに合意手続制度が導入されたが、この新制度の理論的基礎を明らかにしかつその実際の運用の基準を明らかにするためには、当事者処分権主義の意義を解明し、同時に、当事者主義を十分に機能させるためには補充的な職権主義の働きも重要である。本研究は、合意手続の主な対象犯罪である企業犯罪について以上の課題に取り組み、基礎理論の構築と今後の実務の基準を探求したものである。

研究成果の概要(英文)：Clarifying the theoretical grounds and the practical application of the new agreement system in Japan was the touchstone for this research. The research into the German agreement procedure similar to the Japanese counterpart revealed that agreement procedure was theoretically based on the autonomy of the accused, and that “self-incrimination model” agreement procedure was necessary in addition to the “cooperation model”. This research also indicated that the document recording the contents of the agreement was important for the judicial examination of the fairness of the agreement procedure. As a part of this research the report for the International Congress of Penal Law in Rome 2019 was produced. It dealt with measures employed in Japan to prevent corporate crimes, one of the main targets of the agreement system, and clarified that not only criminal sanctions but also administrative sanctions and compliance regimes within companies were essential in preventing corporate crimes.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：当事者主義 職権主義 当事者処分権主義 合意手続 企業犯罪 行政制裁 課徴金 コンプライアンス・プログラム

1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀に入って、わが国の刑事司法制度は変革の時代に入った。とくに2004年のいわゆる「第一次刑事司法制度改革」として、裁判員制度の導入、公判前整理手続制度の導入、即決裁判手続の導入など、抜本的な刑事司法制度の改革が進行した。訴訟の担い手も、また、訴訟手続についても多様化し、より複雑となった。このような新たな刑事司法制度については学会も活発に対応した。本研究開始当時の日本刑法学会の対応としては、1997年日本刑法学会第75回大会において「組織的犯罪への手続的対応」で刑事免責が取り上げられ(田口守一「立法のあり方と刑事免責・証人保護等」刑法雑誌37巻2号188頁参照)、2010年同学会第88回大会において「司法取引の理論的課題」が取り上げられ(田口守一「司法取引の理論的基礎に関する研究の意義」刑法雑誌50巻3号333頁参照)、2012年同学会第90回大会において「『新時代の刑事司法』の展望」で司法取引等が取り上げられた(筆者はその司会を務めた)。基礎理論との関係では、司法取引などの議論が進行し、当事者主義刑事訴訟法が強化される傾向あることから、改めて職権主義との関係が重要な研究課題となってきた。

(2) 本研究開始当初の背景には、まさに上記の「第一次刑事司法制度改革」が進行し、さらに2016年の「第二次刑事司法制度改革」が始まろうとしている過渡期の時代であった。その後、2009年にいわゆる検察不祥事が発生し、2011年の『検察の再生に向けて - 検察の在り方検討会議提言』に基づき、2011年に法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された。これを受けて2015年に刑事訴訟法等の改正案が国会に提出され、2016年5月24日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した(平成年6月3日公布・平成28年法律第54号)。これにより、1)捜査における取調べの録音・録画制度が導入され、2)証拠収集等への協力および訴追に関する合意制度が導入され、また刑事免責制度も導入され、3)通信傍受の合理化・効率化を図るための傍受対象の拡大等の改正がなされた。このような刑事司法制度改革の過渡期において本研究課題が構想された。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題の研究開始後、以上のような背景事情には大きな変化があったので、これに対応した研究が必要となった。すなわち、改正刑事訴訟法の施行を迎えて、日本刑法学会も改めて新たな制度を取り上げ、2016年同学会第94回大会において「新時代の刑事司法制度の課題」として2016年の刑事訴訟法改正が論じられ、合意制度、刑事免責制度も取り上げられた。また、2019年同学会第97回大会では「2016年刑訴法改正後の捜査・訴追と弁護」をテーマとして、そこでは合意制度も論じられた。また、企

業犯罪に対する国際的動向には注目すべきものがあった。すなわち、2019年11月にイタリア・ローマで「刑事司法と企業経営」をテーマとして第20回国際刑法学会大会が開催される予定となっているが、その準備状況を見ると、企業犯罪への手続法的対応が大きな国際的問題となっている。日本法については、新たな合意手続制度の主な対象犯罪が企業犯罪であることから、企業犯罪に対する刑事手続上の合意手続制度の検討がまさに国際的な視点から見ても今日の喫緊の課題であることが浮かび上がってきた。

(2) 基礎理論的研究にも、このような時代の動きが影響を及ぼす。これまで、当事者追行主義の核心をなす当事者処分権主義の意義については必ずしも十分に議論されず、とくに、検察官の起訴便宜主義に見られる処分権主義に比べて被告人の処分権主義の意義が正面から論じられることは少なかった。しかし、新たに導入された合意手続制度の理論的基礎およびその運用に当たっては、被告人の処分権を正面から検討する必要がある。本研究課題の中核的問題は、当事者処分権主義と追行的職権主義の統合という考え方の理論構造の解析と実務的な検証にある。このような基礎理論の研究を深化させることが本研究課題の第1の目的である。

(3) 本研究課題にとって、新たに導入された合意制度は重要な試金石である。わが国の合意制度は捜査・公判協力型合意制度とされているが、合意手続には一定の取引的要素が含まれており、取引には被疑者・被告人の自由な判断に基づく自己決定の要素が不可欠である。こうして、わが国の合意制度には自己負罪型合意制度も導入される必要があると考えるが、この点でドイツの合意制度では自白が前提とされているので、ドイツ法との比較研究が必要となる。また、合意が真に被疑者・被告人の自由な判断に基づいているか、当事者間の合意手続において真実の歪曲がなされていないかが裁判官によって慎重に吟味されなければならないが、その最も重要な判断資料は合意内容書面である。しかし、この書面に何を記載するかは必ずしも明らかではない。筆者は、ドイツの合意手続について調査したが、そこでは合意内容に関する書面化が極めて重要な課題となっていた。その調査結果の論文化が必要である。

(4) さらに、本研究課題にとってとくに企業犯罪は重要な研究対象であり、かつ、企業犯罪に対する手続法的対応は時代の問題でもある。この点、わが国では、これまで企業犯罪の検討は実体法の問題が重視され、これに対する手続法的対応の問題については十分な検討がなされてこなかった。企業犯罪に対する手続法的対応の研究は、企業犯罪という各論の問題にとどまらず、取調べを中心とするわが国の伝統的な刑事司法制度のあり方そのものを根本的に変革するための重要な端緒となると思われる。

3. 研究の方法

(1) わが国の合意制度は、有罪答弁により公判手続が省略される英米法の司法取引制度とも異なり、また、被疑者・被告人の自白を前提とするドイツの合意制度とも異なる、わが国独自の取引制度である。この合意制度の根拠とその手続のあり方に関する研究として、ドイツの合意手続の実際について、裁判官、検察官および弁護士に対するインタビュー調査を実施し、合意手続には被告人の自白の存在が当然の前提とされ、実務家もそれが当然であると考えていること、また、合意手続の透明性の判断にとって手続の文書化は極めて重要な制度とされ、実務家もその必要性を認めていることなどが明らかとなった。これらの調査結果を論文化することが必要である。

(2) 合意手続の研究は企業犯罪の研究と関係してくるが、まず、国内法として、単に合意手続の対象犯罪として法律上企業犯罪が含まれているというだけでなく、わが国における合意手続の実際の適用事件も企業犯罪となっていること、他方で、国際的にも、国際刑法学会第 20 回大会のテーマが企業犯罪であり、わが国の報告書を提出するためにも企業犯罪に対する対応を研究する必要がある。

(3) さらに、企業犯罪の研究は、今日のグローバル化・情報化した社会では、より多角的・総合的な「安全法」の研究も不可避的となってきたことを認識させた。この分野における先端的な外国文献をわが国に紹介することが必要となった。

4. 研究成果

(1) 追行的職権主義の解明としては、例えば、当事者の争点・主張の内容が明確でない場合に、裁判所に求釈明の義務があるとの趣旨を読み取ることができる最判平成 27・5・25 刑集 69 巻 4 号 636 頁を素材としつつ裁判所の求釈明について問題提起をした(田口守一「公判前整理手続における裁判所の求釈明義務」刑事法ジャーナル 53 号)。さらに、判例研究としては、田口守一『最新重要判例 250 刑事訴訟法』(2016 年)において、裁判所の求釈明義務、証拠開示に関する裁判所の裁定あるいは裁判所の職権による手続打切りに関する最高裁判例等の追行的職権主義論にとって重要な判例の分析も行った。

(2) 合意手続に関して、田口守一『刑事訴訟法〔第 7 版〕』(2017 年)において、捜査・公判協力型協議・合意制度を解説するとともに、合意制度の理論的根拠からは自己負罪型協議・合意制度の採用も検討されるべきこと、合意内容書面は合意手続の透明性を維持するために重要な制度であることなどを指摘した。また、ドイツにおける合意制度の運用実態に関して、1)合意の統計的現状、2)合意手続の関与者、3)合意事項、4)合意の構成要素としての自白、5)合意のための協議、6)協議記録の作成等に関するドイツの裁判官、検察官および弁護士に対するインタビュー調査の結果を取りまとめた(田口守一「ドイツにおける合意手続の運用」信州大学経法論集 1 号(2017 年))。さら

に、ドイツ法の合意制度の運用実態に関する調査結果を参考として、日本法においても、協議・合意手続の「透明性 (Transparenz)」の要請が重要であることの問題提起も行った (田口守一「協議・合意手続の透明性」(刑ジャ 47号))。

(3) 新たな合意手続の主な対象犯罪である企業犯罪については、これに対する制裁制度のあり方が国際的に大きな問題となっており、2019年11月ローマで開催予定の国際刑法学会第20回大会の第3分科会(刑事訴訟法)のための準備会が2018年6月にドイツ・フライブルグで開催されることになり、日本側の報告書として、Morikazu Taguchi, *New Developments in Investigation Proceedings and Sanction Systems for Corporate Crime in Japan* を提出し、国際刑法学会からの質問に応える形で、日本における企業犯罪に対する制裁制度を概観し、刑事制裁のみならず行政制裁や企業のコンプライアンス・プログラムの紹介も行った。

(4) 企業犯罪に関する国際動向は、もはや刑事制裁のみではなく、行政制裁や企業自身のコンプライアンス制度をも取り込んだ学際的な対応が問題であり、この点でわが国の現状には遅れがあることが明らかとなった。そこで、国際学会における最新の動向を紹介するとともに、企業犯罪に対する学際的な刑事法制の樹立が求められていることを指摘する論文を執筆した (田口守一「企業犯罪に対する刑事的および非刑事的対応」*刑事法ジャーナル* 58号)。

(5) 企業犯罪に対する法的対応の研究は、さらに広く現代における安全法の研究の必要性を明らかにした。そこで、ドイツ・フライブルグのマックス・プランク外国・国際刑法研究所がこれまで先端的な安全法の研究に取り組んできており、その研究成果が同研究所所長であるウルリッヒ・ズィーバー教授の論文として発表された (Ulrich Sieber, *The New Architecture of Security Law - Crime Control in the Global Risk Society*)。そこで、松田正照・東洋大学准教授とともに、同教授の論文を全訳することとした (ウルリッヒ・ズィーバー / 田口 守一 = 松田正照訳「安全法の新構造 - グローバル化した危険社会における犯罪の抑制 - 」*刑事法ジャーナル* 60号 (2019年))。

(6) なお、犯罪の国際化・グローバル化に伴い、日本と中国の刑事司法の比較法の必要性が高まってきたことから、日本の裁判員裁判を紹介するとともに (2018年)、日本における刑事司法改革と企業犯罪に関する合意手続の課題にも触れる講演を行い (2018年)、また、中国刑事訴訟法の実務における新たな動向として死刑事件の再審無罪判決の紹介も行った (2017年)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

Morikazu Taguchi, New Developments in Investigation Proceedings and Sanction Systems for Corporate Crime in Japan, in : Revue Internationale de Droit Pénal, 2019.

田口 守一、企業犯罪に対する刑事的および非刑事的対応、刑事法ジャーナル 58号、査読無、2018、45 - 50 頁。

田口 守一、松尾浩也先生と中国刑事訴訟法、刑事法ジャーナル 56 号、査読無、2018、11 ~ 16 頁。

田口 守一、公判前整理手続における裁判所の求釈明義務、刑事法ジャーナル 53号、査読無、2017、3 頁。

田口 守一、中国における死刑を執行された者に対する再審無罪判決、刑事法ジャーナル 52 号、査読無、2017、71 - 82 頁。

田口 守一、ドイツにおける合意手続の運用、信州大学経法論集 1 号、査読無、2017、251 - 295 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

田口 守一、日本刑事法の変化と特色に関する比較法的検討、学术交流 25 周年日中共同シンポジウム、早稲田大学比較法研究所、2018、23 - 28 頁(中国語)、29 - 33 頁(日本語)。

田口 守一、日本における裁判員裁判の現状と課題、中国人民大学法学院講演、2018。

〔図書〕(計 3 件)

田口 守一 = 佐藤博史 = 白取祐司、目で見ると刑事訴訟法教材、有斐閣、2018、総頁 140 頁。

田口 守一、刑事訴訟法〔第 7 版〕、弘文堂、2017、総頁 529 頁。

田口 守一、最新重要判例 250 刑事訴訟法、弘文堂、2016、総頁 279 頁。

〔その他〕(計 1 件)

ウルリッヒ・ズィーバー / 田口 守一 = 松田正照訳、安全法の新構造 - グローバル化した危険社会における犯罪の抑制 - 、査読無、2019、刑事法ジャーナル 60 号。